

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第19号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表には当該改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
第1章（略）		第1章（略）	
第2章 普通課程の普通職業訓練（第4条— <u>第26条の2</u> ）		第2章 普通課程の普通職業訓練（第4条— <u>第26条</u> ）	
第3章～第6章（略）		第3章～第6章（略）	
附則		附則	
第26条（略）		第26条（略）	
<u>（実施に関する細則）</u>			
第26条の2 この章に定めるもののほか、普通課程の普通職業訓練の実施に <u>関し必要な事項は、別に定める。</u>			
（入校の許可等）		（入校の許可等）	
第30条（略）		第30条（略）	
2（略）		2（略）	
3 前条第2項の在職者訓練受講申込書の提出があつた場合において、訓練を受けようとする者の総数が当該訓練の訓練定員に満たないときは、校長は、当該訓練を実施しないことができる。この場合において、校長は、当該訓練を実施しない旨を当該訓練を受けようとする者に通知するものとする。		3 前条第3項の在職者訓練受講申込書の提出があつた場合において、訓練を受けようとする者の総数が当該訓練の訓練定員に満たないときは、校長は、当該訓練を実施しないことができる。この場合において、校長は、当該訓練を実施しない旨を当該訓練を受けようとする者に通知するものとする。	

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,030円
- (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 1,630円

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
(略)						

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,550円
- (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,200円

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
(略)						

(略)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
オブジェクト系 ビジネス系	ビジネス システム ソフト科 (OA 事務 科)				建物その他の 工作物 機械	教室 実習場
						事務用 機器類 情報処 理用機 器類
					その他	器具及 び用具 類 計測器 類 教材類
		一般的	1 系基礎			

				会計実習 イ OA機器 操作実習 ウ プレゼン テーション 実習			
(略)							

別表第2 (第27条の2関係)

(1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練

(略)

(2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間は時間とする。	設備	
				種別	名称
(略)					
溶接科					
ビジネススタッフ科 (OA事務科)			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の 工作物 機械	教室 実習場 事務用 機器類 情報処 理用機 器類 器具及 び用具

別表第2 (第27条の2関係)

(1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練

(略)

(2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間は時間とする。	設備	
				種別	名称
(略)					
溶接科					

事務及び O A 機器の 操作に おける 技能及 びこれ に関する 知識		200		類 計測器 類 教材類
	1 学科 (1) 事務一般 (2) 文書実務 (3) 簿記及び会計 (4) O A 機器 (5) O A 機器操作 作法 (6) 安全衛生 2 実技 (1) 事務処理基 本実習 (2) 簿記及び会計 実習 (3) O A 機器操 作実習 (4) 応接実習 (5) コミュニケ ーション実習 (6) プレゼンテ ーション実習 (7) 安全衛生作 業法	300		

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

(略)

入校願書

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

(略)

入校願書

(略)		
※ 取扱公共職業 安定所	公共職業 安定所	担当者氏名 受講あつせん区分 (見込)
新潟県収入証紙貼付欄		

注 1・2 (略)

3 写真は、願書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)
(略)
職 (最近のものから順に記入)
歴
第2希望 (希望のある場合のみ記入)

(略)	
受講あつせん区分 (見込)	受講指示・受講推薦・支援指示
その他(優先枠、訓練手等等)	

注 1 (略)

2 写真は、申込書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第2条 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。
別記第5号様式を次のように改める。

(略)	
取扱公共職業安定 所名	※ 公共職業安定所
新潟県収入証紙はり付け欄	

注 1・2 (略)

3 写真は、願書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)
(略)
職 (最近のものから順に記入)
歴
第2希望

(略)
その の 他

注 1 (略)

2 第2希望の欄は、第2希望のある場合のみ記載してください。

3 職歴の欄は、最近のものから順に記載してください。

4 写真は、申込書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第5号様式（第29条、第37条関係）

在 職 者 訓 練 受 講 申 込 書

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

訓 練 科	科		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	(歳)
現 住 所	〒 電話番号 () -		
職 務 内 容	受講訓練科に関する 実務経験年数	年	
所属事業所名			
事業所所在地	〒 電話番号 () -		
事業所の規模	1 (1~29人) 4 (300~499人)	2 (30~99人) 5 (500~999人)	3 (100~299人) 6 (1,000人以上)
受講料納入者	1 所属事業所 ・ 2 受講者		
当校からの 連絡先	1 所属事業所 (連絡担当者氏名:) ・ 2 受講者		
	「2 受講者」を選択した場合、所属事業所への連絡 可 ・ 不可		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄借料について適用し、同日前の寄宿に係る寄借料については、なお従前の例による。

